

# 一般貨物自動車運送事業引越運賃料金

(平成11年3月26日自貨第39号通達に基づき、公示された運賃に係る範囲(課税事業者用)の上限運賃率表)  
(平成16年1月23日国自第119号通達に基づき「総額表示方式」が施行され4月1日より実施)

## 引越運賃に係る範囲(課税事業者用)

### I. 時間制・距離制運賃に係る範囲

#### 関東運輸局

(単位:円)

種別	車両別	1トン車	2トン車	3トン車	4トン車	5トン車	6トン車	8トン車	10トン車	12トン車
		まで								
時間制	4時間制	19,383	21,347	22,880	25,337	26,943	28,434	32,050	35,081	38,115
	8時間制	32,277	35,837	38,252	42,231	46,767	49,791	54,884	59,976	65,562
距離制	基礎作業時間8時間を超える場合は1時間までを増すことに	3,161	3,528	3,780	4,022	4,242	4,610	5,156	5,723	6,048
	100kmを超え110kmまで	35,805	39,606	42,315	45,119	49,980	54,873	61,919	68,619	71,012
距離	120km "	37,286	41,255	44,079	47,051	52,080	57,162	64,512	71,463	74,004
	130km "	38,766	42,945	45,822	48,941	54,191	59,472	67,137	74,340	76,976
	140km "	40,236	44,594	47,607	50,831	56,270	61,782	69,731	77,291	79,968
	150km "	41,727	46,253	49,371	52,741	58,391	64,092	72,324	80,241	82,950
	160km "	43,193	47,681	51,135	54,632	60,480	66,392	74,918	83,160	85,943
	170km "	44,678	49,539	52,899	56,522	62,601	68,670	82,814	86,111	88,935
	180km "	46,137	51,209	54,642	58,443	64,691	71,001	80,147	89,040	91,224
	190km "	47,639	51,786	56,406	60,344	66,780	73,311	82,761	91,959	94,889
	200km "	49,130	54,516	57,005	62,234	68,870	75,600	85,355	94,899	97,892
	500kmを超え50kmまでを増すことに	6,605	7,329	7,665	8,369	9,251	10,143	11,414	12,726	13,146

(注) 上記の運賃は、消費税を含めた金額となっております。

### III. 引越運賃料金適用方

この運賃料金は車両を貸切って運送する場合に適用することとしており、小口の引越荷物を他の荷物と積み合せて運送する場合には適用しません。

#### (運賃料金の適用)

1. この運賃及び料金は、実車キロ(荷物を積んで運送する距離をいいます。以下同じ)が100キロメートル以内は時間制運賃を適用し、100キロメートルを超える場合は距離制運賃を適用します。

#### (運賃料金計算の基本)

2. 時間制運賃は、使用車両及び基礎作業時間(車両が荷主の指定した場所に到着したときからその作業が終了して車庫に帰るまでの時間をいいます。)の別(8時間制又は4時間制の別)ごとに計算します。

この場合、4時間制運賃は、基礎作業時間が午前から午後にはまたがらない場合であって、かつ、4時間以内のときのみに適用します。

また、8時間制運賃は、上記以外の場合(基礎作業時間が午前から午後にはまたがる場合又は4時間を超える場合)に適用しますが、基礎作業時間が8時間を超える場合は、超過時間に応じて所定の時間加算額を加えて計算します。

3. 距離制運賃の運送距離の計算は、1車1回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。

ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。

#### (運賃計算の方法)

4. (1) 運賃は使用車両の最大積載量(標記トン数)をいいます。以下同じ)及び時間又は運送距離によって、運賃率表に掲げられている金額(基準運賃)をいいます。以下同じ)の上下それぞれ10%の範囲内で計算します。

(2) 割増率が適用される場合は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加算した上で、上下それぞれ10%の範囲内で計算します。

(3) 2種以上の割増率が重複する場合には、それぞれの率をあらかじめ加算した上で計算します。

(増数の処理)

5. 運賃又は料金を計算する場合において生じた1円未満の端数は、1円単位に四捨五入します。

(冬期割増)

6. 運送区間中に、冬期割増適用区域に該当する部分がある場合には、次ぎの式により算出した金額を加算します。

冬季割増区間の運送距離に対応する基準運賃×0.2

地	域	期 間	割増率
北海道		自 11月16日 至 4月15日	2 割
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県の全域 岩手県のうち、北上市・久慈市・遠野市・二戸市・九戸郡・二戸郡・上閉伊郡・下閉伊郡・岩手郡・和賀郡 福島県のうち、会津若松市・喜多方市・南会津郡・北会津郡・耶麻郡・大沼郡・河沼郡 岐阜県のうち、高山市・大野郡・吉城郡・益田郡・郡上郡		自 12月1日 至 3月31日	2 割

(休日割増)

7. 日曜祝祭日及びそれにまたがる運送については、次ぎの式により算出した金額を加算します。

日曜祝祭日に運送した運送距離に対応する基準運賃×0.2

日曜祝祭日に運送した時間又は距離に限る。 2 割

(深夜・早朝割増)

8. 深夜・早朝割増の適用時間(午後10時から午前5時まで)に行なわれる運送については、次ぎの式により算出した金額を加算します。

深夜・早朝割増適用時間に運送した運送距離に対応する基準運賃×0.3

午後10時から午前5までに運送した時間又は距離に限る。 3 割

(車両留置料)

9. 実車キロが100キロメートルを超える運送であって車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷主の都合によって、留置された時間(荷物の積込、又は取卸しの時間を含みます。)が下記の所定時間を超えた場合は、車両留置料を収受します。

車 種 別	6トン車まで	6トン車を超え12トン車まで
発地又は着地ごとに	120分	150分

車両留置料

時間	1トン車まで		2トン車まで		3トン車まで		4トン車まで		5トン車まで		6トン車まで		8トン車まで		10トン車まで		12トン車まで	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
30分までごとに	1,292	1,428	1,533	1,638	1,796	1,974	2,247	2,478	2,583									

(運賃及び料金の額)

10. 運賃及び料金は、それぞれ消費税及び地方消費税を含みます。

(計算の順序)

11. 運賃及び料金の計算は、次ぎの順序により行ないます。

- ① 使用車両及び時間又は運送距離による運賃の計算
- ② 割増率の適用の計算
- ③ 上下それぞれ10%幅の適用計算
- ④ 5.による運賃の端数処理
- ⑤ 料金(増数処理を含む)の計算
- ⑥ 実費の計算

(実費負担)

12. 次に定める荷役費用及び荷主の要求により要する費用は、実費として収受します。

- (1) 荷役作業員料(運転手作業員を除く)、荷役作業員料、諸資材料(運搬料を含む)
- (2) 特殊荷役機械使用料
- (3) 有料道路使用料
- (4) 一般保管料

13. フェリーボート利用料(自動車航送船利用料)

(1) 実車キロが100キロメートル以内の運送(時間制運賃)であって、運送区間中にフェリーボートを利用して運送する場合(4時間又は8時間の範囲内で終了する引越作業)には次ぎの式により算出した金額を収受します。

使用車両の航送料(助手に係る旅客運賃を含む)×2

ただし、基礎作業時間(4時間又は8時間)を超えた場合は、超過時間に応じた時間加算額相当額を加算した実費を収受します。

(2) 実車キロが100キロメートルを超える運送(距離制運賃)であって、運送区間中にフェリーボートを利用して運送する場合には、次ぎの式により算出した金額を収受します。

{使用車両の航送料(助手に係る旅客運賃を含む)+航送期間中の固定費(1時間当り車両留置料相当額×航送所要時間)}×2

(その他)

14. この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取り決め又は慣習によるものとします。